

地方法人税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 電子情報処理組織による申告の特例について、次のとおり整備を行うこととする。
(第2条、第4条の2関係)
 - (1) 本特例における特定法人の範囲から法人課税信託の受託法人を除外する。
 - (2) 本特例における特定法人に該当するかどうかを判定するための資本金の額等に類する金額の細目を定める。
 - (3) 本特例による申告が納税申告書により行われたものとみなされる法令の細目を定める。
- 2 地方法人税の額から控除する集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の計算等の細目を定めることとする。(第3条の2、第4条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成30年4月1日から施行することとする。(附則関係)